

第3章 取組の方向

1 社会の理解促進・支援基盤の強化

◇ 目指す姿

5年後の目指す姿	10年後の目指す姿
<p>この計画の周知や、計画に掲げる取組を着実に進めることにより、計画に掲げる「将来の目指す社会像」や、犯罪・非行をした者が抱える生きづらさなどについて、更生支援に関わる者のほか、犯罪・非行をした者を取り巻く社会の構成員においても、共感や理解が進みつつあります。</p> <p>さらに、県内の8割の市町で「地方再犯防止推進計画」の策定が進むなど、県や市町の取組に更生支援の視点が持たれることによっても、社会の理解が進んでいます。</p> <p>社会の共感や理解を出発点として、「広島県再犯防止推進連絡会議」などを通じた関係者間の情報共有や、民間ボランティアなどの人材確保、様々な機会をとらえた更生支援に関する研修等の取組により、更生支援の仕組みづくりが着実に進んでいます。</p>	<p>県計画に掲げる「将来の目指す社会像」や、犯罪・非行をした者が抱える生きづらさなどについて、更生支援に関わる者のほか、犯罪・非行をした者を取り巻く社会の構成員においても、共感され、理解が進んでいます。</p> <p>さらに、県内の全ての市町で「地方再犯防止推進計画」が策定されるなど、県や市町の取組に更生支援の視点が持たれることによっても、社会の理解が進んでいます。</p> <p>社会の共感や理解を出発点として、関係者間の情報共有や、人材確保、研修等の取組により、更生支援の仕組みが確保・強化されています。</p>

◇ 成果指標

指標名		現状値(R2)	5年後(R7)
地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 ※他計画との一体的策定を含む		2市	20市町
設定理由	市町における計画の作成や周知を通じ、市町の取組に更生支援の視点が持たれるとともに、地域における福祉の担い手のほか、広く県民に犯罪・非行をした者の生きづらさの理解が深まり、社会全体の共感や理解につながると考えられるため。		

(1) 社会の理解促進

【現状】

- 内閣府「再犯防止対策に関する世論調査」（平成 30（2018）年実施）によると、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」人の割合は減少しています。
 <「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」人の割合> H25：59.1% ⇒ H30：53.5%
- 再犯防止推進法第 8 条において、市町が地方再犯防止推進計画を策定することが、努力義務とされています。
 <策定済市町（県内）> 2 市（尾道市，大竹市）／2 3 市町（令和 2（2020）年 4 月時点）

【取組状況】

国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護観察所が中心となり，多様な主体の参画の下，更生保護に関する理解を深めるための取組である“社会を明るくする運動”を推進（街頭広報活動，作文コンテスト等を実施） <ul style="list-style-type: none"> ・参画機関：160（R1 年度） ・参加人数（延べ）：48,131 人（R1 年度） ○ 県内の矯正施設が中心となり，矯正行政に対する理解を深めるため，矯正展（刑務所作業製品の展示即売会，広報コーナーの設置等）を開催 ○ 再犯防止推進法第 6 条に定める再犯防止推進月間（7 月）の取組として，国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるためのシンポジウムを開催 <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数（中国ブロック）：約 280 人（R1 年度） （法務少年支援センター） ○ 学校等の依頼に基づき，非行の防止に向けた講演等を実施
県	<ul style="list-style-type: none"> （県民活動課） ○ 知事が実行委員長となり，“社会を明るくする運動”を推進（作文コンテストの審査，懸垂幕の掲示等） （地域共生社会推進課，人権男女共同参画課） ○ 「広島県地域福祉支援計画」，「広島県人権啓発推進プラン」において，矯正施設出所者への支援の視点を記載
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全市町長がそれぞれの地区で実行委員長となり，“社会を明るくする運動”の地区推進委員会を組織し，街頭広報活動や住民集会などの行事を実施 <地区推進委員会の行事实績> <ul style="list-style-type: none"> ・行事回数：1,151 回（R1 年度） ・参加人数（延べ）：41,430 人（R1 年度）
民間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司会，更生保護女性会など，“社会を明るくする運動”に参画し，街頭啓発，機関紙の発行を実施

【課題】

(行政)

- 県内市町における地方再犯防止推進計画の策定は2市に留まっており、取組に差があります。
- 県と市町における高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の取組においても、更生支援の視点がない、あるいは不十分となっています。

(地域福祉の担い手)

- 地域福祉の担い手、協力者において、刑事司法関係機関と連携した取組の経験が十分でないため、更生支援は、刑事司法関係機関の仕事であるとの受け止めがあります。
- 刑事司法分野の地域における支援の担い手にとって、福祉分野の理解を深める機会が十分とは言えません。

(一般県民)

- 更生支援について、これまで直接支援に携わったことのない県民にとっては、身近なテーマではなく、関心が高いとは言えません。

【取組の方向】

(行政)

- 県内市町において、地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援します。
- 県の関連計画との連携や、この計画の市町への周知などを通じて、県や市町の取組において更生支援の視点が持たれることにより、県民の関心・理解の促進につながるよう取り組みます。

(地域福祉の担い手)

- 高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の支援者等においても、更生支援の視点が持たれるよう、各分野の研修などの機会を捉え、関心・理解の促進に取り組みます。
- 刑事司法分野の支援者に、福祉分野の制度や支援の考え方などの理解が深まるよう取り組みます。

(一般県民)

- 更生保護への理解を深める取組である“社会を明るくする運動”を関係機関、民間協力者と連携して推進します。

(2) 支援基盤の強化

【現状】

(連携体制)

- 県は、平成 28 (2016) 年度に、関係機関による「非行少年等再犯防止に関する連絡会議」を設置し、令和 2 (2020) 年度に、この計画の策定にあわせて、「広島県再犯防止推進連絡会議」へ発展改組しています。
- 広島弁護士会は、起訴猶予者等を対象として、平成 30 (2018) 年度に、特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構と連携協定を締結し、就労支援を行っているほか、令和 2 (2020) 年度には、公益社団法人広島県社会福祉士会と福祉サービスの利用調整に関する連携協定を締結しています。

(専門人材)

- 刑事施設などの刑事司法関係機関において、平成 22 (2010) 年度から、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉の資格を持つ専門職員の配置が進んでいます。
- 公益社団法人広島県社会福祉士会において平成 30 (2018) 年度から、司法と福祉双方に精通した人材を育成するため、社会福祉士を対象に、刑事司法手続きに関する知識や犯罪・非行をした者に対する支援技術等の研修を実施しています。

(民間ボランティア)

- 犯罪・非行をした者の立ち直りを地域で支えるボランティアである「保護司」(法務大臣が委嘱)は、減少傾向です。

< 県内保護司数・定員充足率 > H27 : 1,247 人, 93.2% ⇒ R1 : 1,224 人, 91.5%

【取組状況】

国	(保護観察所) ○ 保護司活動インターンシップや広報等の保護司の安定的確保に向けた取組を実施 (法務少年支援センター) ○ 県警との協定に基づき、少年サポートセンターにおける支援方法に関して、心理学的知見から助言を実施
県	(県民活動課) ○ 非行少年等再犯防止に関する連絡会議の設置 (H28~R1) ○ 再犯防止推進連絡会議の設置 (R2~) ○ 更生保護ボランティア団体の研修・啓発活動への補助
市町	○ 再犯防止推進計画策定済の市においては、関係機関による推進会議を設置 ○ 更生保護サポートセンターの設置に協力
民間	(保護司会) ○ 犯罪・非行をした者の立ち直りを支援 ○ 保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターを設置 (更生保護女性会) ○ 更生保護への理解と協力を得るための運動を展開 (BBS 会)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青年ボランティアが、非行をした者への学習支援等を実施 (社会福祉士会) ○ 司法と福祉双方に精通する人材育成を目的とした研修を実施 ・受講人数：90人（H30・R1年度）
--	--

【課題】

(連携体制)

- 刑事司法関係機関と地域の関係機関による連携は、非行少年に対する支援など一部に限られていたため、相互の取組状況への理解が不十分です。

(専門人材)

- 県内では、公益社団法人広島県社会福祉士会が、司法分野に精通した社会福祉士の育成を進めていますが、犯罪・非行をした者の支援に携わる（可能性のある）機関・団体の職員全体への波及には至っていません。

(民間ボランティア)

- 更生支援に対する社会の理解・関心の低下や地域の間人関係の希薄化などを背景に、保護司適格者の確保が困難になりつつあります。

【取組の方向】

(連携体制)

- この計画の策定にあわせて設置した「広島県再犯防止推進連絡会議」などを通じて、関係機関相互の情報共有、連携を推進します。

(専門人材)

- 「広島県再犯防止推進連絡会議」の会員等と連携し、犯罪・非行をした者の支援に携わる（可能性のある）機関、施設、団体等の職員が、司法分野と福祉分野の双方の制度や支援のノウハウ等について知る機会が増え、理解が深まるよう取り組みます。

(民間ボランティア)

- 更生保護に関するボランティアである保護司、更生保護女性連盟会員、BBS会員等の活動を広報し、県民の関心を高めるとともに、国と連携した人材確保・育成に取り組みます。